

2024年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちと暮らしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、2024年で45年目を迎えます。この間、子ども医療費無料制度、介護保険の住宅改修・福祉用具受領委任払い、障害者控除の認定書発行、国保料の減免制度の拡充、任意予防接種助成、妊産婦健診事業などの諸施策が実施・拡充されました。多大なご尽力をいただき感謝いたします。

しかしながら、コロナ禍で打撃を受けた住民の暮らしや生業は、異常な物価高と円安に加え、各種支援の打ち切りや貸付の返済等により負担が増えています。加えて、国保・介護・後期高齢者の保険料大幅引き上げ、後期高齢者の医療費負担の2倍化や介護保険利用料の見直しと給付の縮小、年金実質給付額が12年間で7.8%下がるなど国民の負担が深刻になっています。

また、介護保険の「訪問介護」の報酬引き下げは、訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなどもあり、関係者からは緊急に再改定を求める声が強まっています。さらに、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場での混乱や負担も大変です。

つきましては、国の制度縮小と国民負担増の影響や自治体からのご要望についても率直な意見交換を期待しております。そして、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先にし、地域住民のいのちと暮らしを守る制度の改善のために以下の陳情項目の実施をお願いいたします。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

① 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

回答 企画情報課

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及びそれに伴う基本方針等に基づき、本町では、令和8年1月から標準準拠システムの稼働を予定しています。標準準拠システムを通じて、住民の皆様に対するサービスの利便性を一層向上させるとともに、行政運営の効率化に注力します。

また、この過程で、自治体独自の特性や課題も念頭に置いた運営を図るよう調整を重ねています。国が示す仕様書で対応が予定されていない内容につきましても、引き続き事前の調査や検討を重ねていきます。

- ②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

回答 企画情報課

従来の申請書類は残しつつ、窓口に来なくても手続きができるよう、町公式LINEから住民票や印鑑証明、所得証明書等の申請、イベントの申込みができるように住民サービスの充実を図っています。日常で利用しているメッセージアプリを利用することで、高齢者の方でも簡単に利用できる環境を整備しています。

また、役場を始め町内の公共施設においてフリーWi-Fiの整備を進めるとともに、高齢者向けのスマートフォン教室を開催するなどデジタルデバインド対策を行っています。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

回答 高齢者支援課

第9期計画では、保険料段階を多段階(15段階)に設定し、所得に応じた負担をお願いしています。また、国の低所得段階に対する公費投入率が引き下げられたため、公費投入後の保険料率を第8期計画の保険料率と同率に据え置き、負担軽減を図っており、第1段階及び第2段階を免除する予定はありません。

参考	1段階	保険料率 0.26
	2段階	保険料率 0.35
	14段階	保険料率 2.50
	15段階	保険料率 2.65

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

回答 高齢者支援課

現在のところ減免要件を見直す予定はありません。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答 高齢者支援課

第8期計画に引続き、第9期計画においても介護保険料の多段階化を行い、併せて低所得段階への保険料率を据え置くことで保険料の負担軽減を図ったことから、現時点では既存の減免制度の拡充は考えていません。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答 高齢者支援課

低所得者の介護利用料は、負担の上限が低く設定されていること、また、上限を超過した分は、高額介護サービス費として支給されることから、既存の減免制度の拡充は考えていません。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

回答 高齢者支援課

介護保険では特定入所者介護サービス（負担限度）制度があるため、現在のところ、独自の補助制度を設ける予定はありません。

(2)介護保険サービス

★①介護報酬引き下げ、物価高騰により苦境に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援をしてください。

回答 高齢者支援課

介護報酬については、介護職員処遇改善加算をはじめ、その他各種加算で報酬アップができる制度となっているため、町独自の支援は考えていません。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

回答 高齢者支援課

要支援者や事業対象者が利用できる現行相当サービスは、適切な介護予防マネジメントのもとにサービスの継続利用ができます。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

回答 高齢者支援課

軽度者の福祉用具貸与（例外給付）については、適正化の観点から状態に応じてケアマネジャーの判断で利用可能なケースと、確認票の提出が必要なケースに分けて利用できるように行っています。

★(3)基盤整備

①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

回答 高齢者支援課

看護小規模多機能型居宅介護施設が令和2年4月1日に開所し、利用人数に空きがあることから、町内の福祉系サービスの需要は概ね満たしていると考えています。今後も、住民ニーズ及び待機者を把握しながら、適切な整備計画に努めていきます。

②要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

回答 高齢者支援課

特例入所については、要介護3以上の待機者との公平性を確保する必要があることから、国や県の定める指針に基づき、申請に応じて個別に判断をしていくものと考えています。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

回答 高齢者支援課

介護保険の制度として、介護職員処遇改善加算があることから、町独自の施策は考えていません。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

回答 高齢者支援課

1人夜勤の禁止は考えていませんが、本町が指定する事業所については、適切な運営が行われるよう、適宜、運営指導を行っています。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

回答 高齢者支援課

実態調査は考えていませんが、運営指導において職員の勤務状況を把握していきます。

(5) 高齢者福祉施策の充実

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

回答 高齢者支援課、健康保険課

(高齢者支援課)

本町では、聴覚障害2・3級（重度難聴）及び聴覚障害4・6級（高度難聴）の方には、補聴器購入の助成を行っていますが、加齢性難聴者を対象とした助成制度は行っていません。今後は、近隣市の動向を注視していきます。

(健康保険課)

加齢性難聴の早期発見のための無料検診事業については、実施の予定はありませんが、加齢性難聴の悪化の原因となる糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病の重症化予防の取組として、長寿健診をより多くの方に受診していただけるように受診勧奨や検診後の栄養指導などを行っています。

- ②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。その他、介護予防にかかる地域支援事業に自治体として必要な事業費を確保してください。

回答 高齢者支援課

東郷町高齢者思い出の語り場づくり支援事業助成金交付要綱に基づき、住民主体で運営される活動に対する助成の実施をしています。令和2年度の要綱改正で、助成内容を拡充しています。その結果、住民主体で運営される活動が増えていますが、今後も住民主体で運営される活動が増えるよう、令和5年度に要綱を再度改正し、より多くの団体に助成できるように体制を整えました。

- ③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。

回答 高齢者支援課、福祉課、地域安心課

(高齢者支援課)

日常生活の利便向上と、社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部の助成を行っています。

要介護認定を受けた居宅者又は身体障害者手帳の交付を受けた居宅者で、市町村民

税の所得割が非課税の世帯に対して、運賃の助成を行っています。

(福祉課)

障害者への外出支援として、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A,B判定、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方を対象にタクシー料金の一部の助成を行っています。

(地域安心課)

バス停まで歩いていくことが困難な人の外出支援のため、東郷町内の指定場所に一定の料金で移動できるデマンドタクシー運行事業を実施しています。

(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

回答 高齢者支援課

3年に1回、東郷町高齢者福祉計画の策定を行っているため、認知症基本法の基本理念にもとづき、町で実施している認知症カフェや家族介護者のつどいに参加される認知症当事者及び家族等の意見を聴取しながら計画に反映します。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

回答 高齢者支援課

認知症高齢者等による個人賠償責任保険の加入に対する保険料の助成(町が保険契約者含む)について近隣市町の状況について聞き取りをしています。

認知症の高齢者等の行方不明者を早期に発見する取組として、ひとり歩き高齢者等位置情報提供サービス導入助成事業を令和4年11月に開始しました。そのほか、令和5年7月には愛知警察署と日進市、豊明市、長久手市、東郷町の4市町で認知症高齢者などの行方不明者を早期に派遣する取組に関する協定を締結しました。今回の協定締結は、行方不明者の早期発見や保護に繋げることを目的としています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

回答 高齢者支援課

現在、無料検診事業の実施予定はありません。

★(7) 障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を障害者控除の対象としてください。

回答 高齢者支援課

要介護1以上の方は全て障害者控除の対象としています。要支援2の方は障害高齢者自立度又は認知症高齢者自立度により対象者が判定しています。

②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

回答 高齢者支援課

平成29年度から本町の在住者で障害者控除の対象となる全ての方に対して個別送付をしています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答 健康保険課

平成30年度の国保広域化により、愛知県において将来的な保険税水準の統一に向けた取組が進められています。本町の現状において保険税水準の統一が行われた場合、保険税の急激な上昇を招くことが予想されるため、愛知県が示す標準保険税率まで段階的な引き上げを行っているところです。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

回答 健康保険課

基金や剰余金は適正に使用します。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答 健康保険課

制度を設ける予定はありません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答 健康保険課

制度を設ける予定はありません。

③収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

回答 健康保険課

基準の改正は、現在のところ考えていません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置を行わないでください。

回答 健康保険課

滞納者には納税相談や納税勧奨を行ったうえで、特別療養費の資格確認書を含め、必要な措置を行っていきます。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

回答 債権管理課

財産調査により納付資力の有無を判断したうえで、法律の規定に基づき滞納処分、滞納処分の執行停止及び欠損処理を実施しています。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

回答 債権管理課

他の納税者との公平性を保つためにも、正当な理由や納税相談のない滞納者で納付資力がある者に対しては、法律の規定に基づき滞納処分を行います。

(4) 傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

回答 健康保険課

制度を設ける予定はありません。

(5) 一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

回答 健康保険課

基準の改正は、現在のところ考えていません。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答 健康保険課

ホームページで周知しています。

(6) 高額療養費の申請手続を簡素化

- ①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

回答 健康保険課

既に簡素化しており、初回申請のみで、その後は自動振込となっています。

★(7) 資格確認書の発行

- ①保険証の新規発行を停止する2024年12月2日以降も、国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書は自動的に発行してください。

回答 健康保険課

マイナ保険証の利用登録を行っていない被保険者へは、職権で資格確認書を発行する予定です。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護制度

- ★①生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

回答 福祉課

窓口には、パンフレット「生活保護のしくみ」を置き、すぐに相談できるように環境

を整えています。

- ★②相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

回答 福祉課

窓口では相談者の方から丁寧に状況等をお聞きしたうえで、適切な助言やアドバイスを伝えています。また、対応時の内容を県（尾張福祉相談センター）へ伝え、生活保護が必要と思われる方には、日程調整のうえ申請をお受けしています。

- ★③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

回答 福祉課

扶養照会が望ましくない事情をお聞きした場合、相談対応時の内容と併せて県（尾張福祉相談センター）へ伝えています。

- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

回答 福祉課

本人から居宅支援の相談があった場合、速やかに県（尾張福祉相談センター）へ連絡しています。

- ⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

回答 福祉課

令和5年9月中旬には、全ての生活保護世帯にエアコンが設置されました。生活扶助金額等の増額については相談があった場合、県（尾張福祉相談センター）へ連絡しています。

- ⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

回答 福祉課

相談者の状況を丁寧にお聞きした上で、相談対応時の内容と併せて県（尾張福祉相談センター）へ伝えています。県（尾張福祉相談センター）の判断となりますが、個々の事情を加味した上で車の所有が認められているケースはあります。

- ★⑦ケースワーカーの担当世帯数は国の標準を上回ることはないようにしてください。ケースワーカーや面接相談員は、有資格の正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

回答 福祉課

ケースワーカーなどの専門職の配置については、県（尾張福祉相談センター）にお願いします。

- ⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

回答 福祉課

ケースワーカーなどの専門職の配置については、県（尾張福祉相談センター）にお願いします。なお、現在の本町担当のケースワーカーは女性です。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

回答 福祉課

町や関係機関と連携して速やかに対応しています。

- ②相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。

回答 福祉課

ケースワーカーなどの専門職を含む職員配置については、県（尾張福祉相談センター）にお願いします。

- ③低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業を創設・拡充してください。

回答 福祉課

エアコン購入費助成事業はありませんが、相談があった場合、代替案として社会福祉協議会の貸付事業等の案内をします。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

回答 健康保険課

愛知県の補助制度に上乘せをして、福祉医療制度を実施しています。また、必要とする補助については、県に要望したいと考えています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

回答 健康保険課

平成24年1月診療分から、18歳年度末までの子ども医療費について、所得制限なし、自己負担額なしで、現物給付により実施しています。また、令和5年4月からは18歳年度末以降24歳年度末までの大学生等を対象に入院医療費を償還払いにより助成しています。（所得制限あり）食事療養費の助成は、現在のところ考えていません。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。

回答 健康保険課

平成26年8月診療分から、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方を対象に、一般の病気を対象とした助成を実施しています。また、自立支援医療対象者への精神障害者医療費助成も実施しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

回答 健康保険課

愛知県の補助制度に加えて、自立支援医療により精神通院該当者について、所得制限なし、自己負担なしで医療費助成を実施しています。住民税非課税世帯への拡大は、現在のところ考えていません。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

回答 健康保険課

妊産婦の医療費助成は現在のところ考えていません。

5. 子育て支援

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回答 子育て応援課、福祉課

(子育て応援課)

学習支援への取組として、小学生を対象に、アクティビティ・プログラム(体験型学習支援講座)を実施し、中学生を対象に、長期学校休業期間中に、各中学校で大学生を学習サポーターとして配置し、自主学習を行う学習支援教室、学習塾と連携した学習講演会及び夏季休業中に学習塾講師による学習講座を実施しています。

また、NPO等への支援については、社会福祉法人等2団体が、「子ども食堂」を定期的に関催し、地域での交流を深めておりますので、町及び社会福祉協議会のフードドライブで集まった食材の提供や、食育推進活動支援事業を活用し、いこまい館の調理室及びランチルームの無料貸し出し等の支援を行っています。

(福祉課)

愛知県から委託を受けた事業所が実施している「愛知県子どもの学習支援事業」に対し、運営等の助言などサポートをしています。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、必要な体制を整えてください。

回答 こども健康課

今年度から、東郷町こども家庭センターを設置しています。

また、昨年度から母子保健係と家庭相談係をこども健康課として一つの課とし、より連携しやすい体制で業務を実施しています。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

回答 学校教育課

現状では、基準の引き上げは考えていません。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

回答 学校教育課

現状では、クラブ活動費の支給は考えていません。卒業記念品及びオンライン学習通信費については、支給の対象としています。

③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

回答 学校教育課

周知については、学校を通じて全保護者にチラシを配布及び町広報紙に掲載することで周知に努めています。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

回答 給食センター

現在、給食費無償化の予定はありませんが、①令和元年10月から20円値上げした給食費の値上げ分を公費で負担、②令和2年度から小中学校の給食費定額制を導入し、実食数計算の給食費と定額制の差額分を公費で負担するなどして、子育て世帯の負担軽減を図っています。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

回答 こども保育課

保育所等については、国の基準による給食費の免除対象者に対し、給食費の一部を免除しています。幼稚園については、令和元年10月から、保育園と同等の対象者に対し、給食費の一部を免除する制度を開始しました。

また、昨年度は、保育園、認定こども園に対し、愛知県の補助金を活用し、物価高騰対策の補助金を交付し、保護者負担が増えないようにしました。

★(4)保育施策の抜本的拡充

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は自治体独自にさらなる改善を図ってください。幼児だけでなく、0・1・2歳児についても自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。

回答 こども保育課

保育士の配置基準は、国の改正基準を早期に実現できるよう進めています。

既に、公立園の1歳児においては、県の補助金を活用しつつ、5対1の配置を行っています。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。待機児童や保留児童(隠れ待機児童)がいる場合の対策は認可保育所の整備・増設によって行ってください。

回答 こども保育課

公立保育園の施設の老朽化に伴い、保育所等長寿命化計画に基づき、適宜民営化について検討を行いますが、公立の役割を明確にし、必要な施設を維持・更新します。

年度途中に待機児童が発生する3歳未満児の受け皿の確保のため、公立保育園の民営化に伴う認定こども園の整備の際、3歳未満児の定員を増員する事業を進めています。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただ

ちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

回答 こども保育課

保育施設等の保育内容等の実態把握については、全ての園で保育士の職務経験が豊富な指導保育士を含め実地検査を適宜行っています。

また、認可外保育施設等については、指導監督基準には全ての施設が適合しています。

④育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

回答 こども保育課

入園した後に育児休業を取得した場合でも、保育施設に継続通園できます。

6. 障害者・児施策

★①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

回答 福祉課

身体障がい・精神障がい1級及び知的障がいA判定：4,500円、身体障がい・精神障がい2級及び知的障がいB判定：3,500円、身体障がい・精神障がい3級及び療育手帳C判定：2,500円、身体障がい4～6級：1,500円と定めており、金額の増額予定はありませんが、今後も、近隣の自治体の動向をみながら必要に応じて研究していきます。

②障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

回答 福祉課

重度の方を対象とするグループホームについては、令和6年度に新たに町内に開設されました。町としては、運営方針、活動内容、利用状況等を把握し、適正な運営がされているかを評価していきます。

夜間の職員配置については、国が定めた報酬に基づいて支給を行っています。

今後も近隣の自治体の動向をみながら検討していきます。

★③暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援などの十分な人員を確保できるよう、基本報酬を大幅に増額してください。

回答 福祉課

その方が置かれている状況に応じて基準支給量に上乗せして支給するよう、個別ケースで対応しています。

④障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

回答 福祉課

障害福祉サービスの利用者負担については障害者総合支援法に基づいて実施しており、町独自で要件を変更する予定はありません。
今後も近隣の自治体の動向をみながら検討していきます。

- ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回答 福祉課

障害特性、事業所の提供するサービス内容等を考えあわせた上で、必要性が認められれば障害福祉サービスの利用も併せてできるようにしています。

7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

回答 こども健康課、健康保険課

(こども健康課)

冬季の感染症が流行する時期に15歳及び18歳を対象としたインフルエンザ予防接種助成事業を実施しています。今後も子供たちが安心して人生の節目である受験等に臨めるようにします。

乳幼児及び带状疱疹ワクチン等の任意予防接種は、国や近隣市町の動向を見極め研究していきます。

定期接種から漏れる人をなくすために、未接種者の把握を随時行い、ハガキによる接種勧奨を4月以降3回(4月、8月、12月)、さらに未接種である方には1～2月に電話勧奨を行っています。

(健康保険課)

带状疱疹ワクチン等の任意予防接種は、国や近隣市町の動向を見極め研究していきます。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回答 健康保険課

現在の額は近隣市町と比較しても適正であり、助成額の増額は予定していません。まずは、定期の接種を受けていただけるよう、65歳になられた方に対して誕生月毎に接種券兼予診票と案内文を送付するほか、接種券兼予診票に接種期限をわかりやすく表示する等、内容を工夫し受診勧奨を進めていきます。2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることについては、国の動向を見極め研究していきます。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

回答 こども健康課

産婦健診の助成を1回実施しています。今後、国や近隣市町の動向を見極めながら

拡充について研究をしていきます。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回答 とも健康課

妊産婦歯科健診については、妊婦・産婦のどちらかで1回の助成を実施しています。受診率が低調であることから、まずは受診率の向上を優先に考えています。妊娠期、産後の計2回の拡充については事業の有効性について研究していきます。

- ③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回答 健康保険課

歯科衛生士の常勤配置については、歯科保健事業の拡充に向けての必要性を含め研究していきます。

9. 地域の保健・医療

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

回答 健康保険課

愛知県地域医療保健医療計画に定められた尾張東部圏域地域保健医療福祉推進会議に参加し、病床数の把握に努め、必要に応じて要望していきます。

- ②自治体病院の感染症予防計画における医療提供体制を充実してください。

回答 健康保険課

変更の予定はありません。

- ③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

回答 健康保険課

医師確保については、県の地域医療対策協議会で行っています。町として必要に応じて協力していきます。尾張東部圏域は全国的に見て医師多数区域とされているため、積極的な医師確保を町独自で行う予定はありません。看護師については、県の実施する看護職カムバック研修等の周知に努めます。

- ④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

回答 健康保険課

保健センター勤務の保健師の増員については、今後も保健事業を実施する上での人員を確保していきます。

- ⑤避難所のバリアフリーを進めるとともに、障害の程度、介護ニーズなどに応じた個別対応やプライバシーの確保ができるようにしてください。また、福祉避難所の設置を進めてください。

回答 地域安心課

避難所利用者の事情に合わせた配慮方法を記載した避難所運営マニュアルを策定しています。段ボールパーテーションや間仕切りを防災倉庫に用意し、プライバシーの確保ができるようにしています。

福祉避難所として、いこまい館を指定しています。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

回答 健康保険課

現在、意見書を提出する予定はありません。

- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

回答 健康保険課

マクロ経済スライドの採用は、将来にわたり年金財政の均衡を保つための国の施策と解釈しています。町から国へマクロ経済スライドや年金の支給月に関して働きかけることは考えていないため、現在、意見書を提出する予定はありません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

回答 高齢者支援課

現在、意見書を提出する予定はありません。

- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

回答 高齢者支援課

現在、意見書を提出する予定はありません。

- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

回答 健康保険課

現在実施をしており、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ⑥小中学校の給食費を無償にしてください。

回答 給食センター

現在、国において無償化の検討がされていることから、意見書を提出する予定はありません。

- ⑦障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

回答 福祉課

障害福祉サービス報酬は国で定められているため、自治体独自の援助は現在のところ考えていません。今後も近隣の自治体の動向をみながら検討していきます。

国に対して、職員配置基準及び報酬単価引き上げを求めていくことは現時点では考えていないため、現在、意見書を提出する予定はありません。

- ⑧医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

回答 高齢者支援課、福祉課、こども保育課、人事秘書課

(高齢者支援課)

現在、意見書を提出する予定はありません。

(福祉課)

現在、意見書を提出する予定はありません。

(こども保育課)

現在、意見書を提出する予定はありません。

(人事秘書課)

国及び県の動向を注視していきませんが、現時点で意見書を提出する予定はありません。

2. 愛知県に対する意見書

- (1)子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

回答 健康保険課

現在実施しており、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- (2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

回答 健康保険課

現在、意見書を提出する予定はありません。

- (3)学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

回答 給食センター

現在、国において無償化の検討がされていることから、意見書を提出する予定はありません。

- (4)地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

回答 健康保険課

東名古屋東郷町医師会及び近隣市町と情報交換を行い、必要に応じて県を通じ、国へ要望していきます。

(5)地域医療介護総合確保基金について

- ①地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。

回答 高齢者支援課

愛知県から適宜通知があり、本町から事業所へ周知をしていることから、意見書を改めて提出する予定はありません。

②基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

回答 高齢者支援課、福祉課、こども保育課

(高齢者支援課)

現在、意見書を提出する予定はありません。

(福祉課)

現在、意見書を提出する予定はありません。

(こども保育課)

現在、意見書を提出する予定はありません。

以上